

## 2月7日に合意された諮問事項について

2月7日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

### 【継続審議中の諮問事項】

番号	要 旨
13	<p><b>陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化</li><li>2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について</li><li>3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認</li></ol>
14	<p><b>議会資料のペーパーレス化について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>板橋区議会では、「議会のICT化および情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。</p> <p><b>⇒これまで紙で配付していた各種資料等について、データでの提供に 順次変更していくことを決定 (令和4年12月7日 議会運営委員会決定)</b></p>

## 諮問事項14 議会資料のペーパーレス化について

### 1 諮問事項提案会派

自民党

### 2 提案理由

板橋区議会では、「議会のICT化及び情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。

### 3 議員が所有するパソコンやタブレット端末の本会議場・委員会室への持ち込み容認について

#### (1) 各会派が合意した内容

①会議において使用できる端末の種類に、スマートフォンを含める

ア) ノートパソコン

イ) タブレット端末

ウ) スマートフォン

エ) ペン、キーボード等の付属品

②理事者の端末の持ち込みを認める

#### (2) 検討を進める内容

会議中のインターネットサイトの閲覧を認めるか否かを検討する必要がある。

##### ①前回の意見

会派	主な意見
自民党 【その他】	・委員会前に必要な調査をした上で、委員会に臨むことが原則である。
公明党 【賛成】	・審査の過程で出た疑問を、即座に検索できるようになる。
共産党 【賛成】	・インターネットサイトを閲覧することで、新しい情報で議論できる。
民主クラブ 【賛成】	・インターネットサイトを閲覧できた方が、よりよい議論になる。 ・閲覧できるサイトは、議事に関係があるものにする必要がある。

##### ②他区の状況

議員所有のタブレット端末等を会議で活用している5区のうち、議事に関するインターネットサイトの閲覧のみ可能としているのは4区、文書共有システム以外のインターネットサイトの閲覧を禁止としているのは1区である。

### ③解決策

事前に必要な調査を十分行った上で会議に臨むことを原則としつつ、議事に関係のあるインターネットサイトの閲覧を認めることとする。

※ 上記解決策で意見がまとまる場合、モバイルルーターなどの通信機器を「会議において使用できる端末の種類」に加える必要が生じる。

### ④留意事項

ア) 通信環境は各議員において用意してもらう必要がある。

イ) 電源については、各議員が充電の上、会議に臨んでもらう必要がある。

## 4 データの提供及び活用のさらなる推進について

### (1) 各会派が合意した内容

本会議の粗原稿や分科会の速報など、データでの提供に順次変更していく。

### (2) 検討を進める内容

データの容量によっては、メール以外での方法を検討する必要がある。

#### ①解決策

ア) 簡易なものは、基本的にメールでの提供とする。

イ) データ容量の大きいものなどは、無料の文書共有サービスを利用する。

ウ) 利用状況等を踏まえ、適切なデータ提供方法を今後も検討していく。

#### ②留意事項

利用する文書共有サービスによっては、各議員においてアカウントを取得する必要がある。

### 諮問事項 1 3 陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討

#### 1 諮問事項提案会派

自民党

#### 2 提案理由

令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。

1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化
2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について
3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認

#### 3 検討項目

##### (1) 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化

##### ①各会派が合意した項目

No.	項目名	合意した解決策
1	公開の形式(原文のまま公開するのか)	事務局の負担と時間的制約を踏まえ、原文をそのままPDF化して公開する。
2	文面に記載されている個人情報 の取り扱い	提出者の氏名・団体名・住所・印影をはじめ、すべての個人情報をマスキングする。
3	提出者から公開の了承を得る 方法	提出者には、事前にHPにおいて公開となることを伝えるほか、受付時にもHP公開について説明する。公開後は、提出者の要望や陳情取り下げによる公開中止は行わない。
4	手書きの陳情の取り扱い(筆跡 から個人が識別される可能性)	手書きによる陳情の場合、個人が識別され得る可能性があることを提出者に事前に伝える。
5	個人を識別できる画像が添付 してある陳情の取り扱い	該当箇所はマスキングを行う。

②検討を進める項目

ア) 公開する陳情の対象（審査結果に関わらず全件公開するのか）

イ) 陳情の中で公開する範囲

	課題とした理由	提案会派の考え	意見
ア	年間50件以上受け付けている陳情を、そのまま無条件・無制限に、公的機関である区議会のHPに掲載すべきか。区議会HPが広告として使われまいよう考慮する必要がある。	本会議で採択となった陳情（賛成多数を含む）を公開する。特に、付託除外となった陳情は載せるべきではない。	【公明党】採択・不採択の陳情を全て公開する。 【共産党】請願の公開と同様とする。（審査結果に関わらず公開） 【民主クラブ】情報公開の観点からは、付託除外となった陳情以外はすべて載せるべき。
イ		件名と要旨を公開する。	【共産党】請願の公開と同様とする。（全文公開） 【民主クラブ】個人情報以外の全文を公開すべき。



会派	意見
自民党	委員会に付託された陳情をすべて公開することは、一定理解するところだが、1期4年で200件以上の陳情を区議会HPに掲載する必要があるのか、慎重に判断する必要があると考える。

ウ) 公開開始のタイミング

課題とした理由	提案会派の考え	意見
②のア「公開する陳情の対象」に連動するため、課題として設定。	本会議で採択となった後に公開する。	【公明党】委員会に付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開する。 【共産党】請願の公開と同様とする。（委員会に付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開） 【民主クラブ】委員会に付託した時点で公開すべき。



会派	意見
自民党	委員会に付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開することに一定理解する。

## エ) 掲載期間

課題とした理由	提案会派の考え	意見
一定の掲載期間を設ける必要がある。	1年間分を掲載する。	【共産党】議会資料の掲載期間と同様、2期分とする。 【民主クラブ】半永久的に掲載すべき。



会派	意見
自民党	議会資料の掲載期間と同様、2期分とする考えも一定理解するが、本区議会の陳情の件数に鑑み、1期分とすることも考えられる。

## オ) 件名が長い陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
陳情のHP公開をきっかけとして、特異な陳情が提出される可能性がある。	40字までを目安とする。 ※千代田区では、40字以内としている。	【共産党】特段制限しない。 【民主クラブ】ある程度長い件名も必要な場合があるため、250字以内としてはどうか。



会派	意見
自民党	現状においても、件名の文字数が100文字を超える特異な陳情が提出されている。加えて、区議会HPで資料を閲覧する区民の立場に立てば、件名は簡潔であるべきである。40字までを目安とすると考える。

## カ) 文字数が多い（何枚にも及ぶ）陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
陳情のHP公開をきっかけとして、特異な陳情が提出される可能性がある。	理由の部分は、概ね1500字までを目安とする。 ※千代田区では、1500字以内としている。	【公明党】文字数については、出来るだけ要旨をまとめて提出してもらうようにする。 【共産党】特段制限しない。 【民主クラブ】十分な審議のためには十分な説明が必要であり、理由に文字数制限は設けるべきではない。



会派	意見
自民党	現状においても、A4判で8枚を超える特異な陳情が提出されている。加えて、区議会HPで資料を閲覧する区民の立場に立てば、内容は簡潔であるべきである。1500字までを目安とすると考える。

キ) 本文以外の「図面」や「資料」などの添付資料の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
添付資料まで、無条件・無制限に、公的機関である区議会のHPに掲載すべきか。	添付資料は、あくまでも補足説明資料であるため、公開の対象としない。	【共産党】 特段制限しない。 【民主クラブ】 情報公開の観点から、添付資料も公開対象とすべきである。



会派	意見
自民党	本来は、陳情本文だけで説明するものであり、添付資料まで必ずしも公開する必要はないと考える。

ク) 著作権者の承諾を得ていない可能性がある陳情の取り扱い（新聞・雑誌・他のHPにおける記事や写真の引用）

課題とした理由	提案会派の考え	意見
著作権者の承諾を得ていないものが使用されている可能性がある。	該当箇所はマスキングを行う。	【共産党】 あくまでも提出者の責任において対応されるべきであり、特段制限する必要はない。 【民主クラブ】 「引用」は著作権法で認められている正当な行為である。「引用」の範囲を逸脱していないかどうかは陳情受付の時点で判断し、付託された陳情はすべて公開することを原則とすべき。



会派	意見
自民党	陳情提出時に、該当箇所について提出者に確認し、著作権者の許諾が確認できない場合、または引用ルールが守られていない場合は、該当箇所のマスキングを行う。

(2) 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について

① 提出者が成年被後見人・被補助人・被保佐人である陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
制限行為能力者から提出される陳情について、公開にかかる流れを決めておく必要がある。	陳情審査において陳情者本人であることの確認が必要とされる場合に、後見人等への連絡を行う。	【共産党】提出者が誰かを問題にすべきではない。 【民主クラブ】後見人等への連絡を行う。



会派	意見
自民党	提出者が誰かを問うといった目的ではない。陳情審査においては陳情提出者の考えが十分にかつ正確に反映されるべきだと考え、公開についても同様に考えている。制限行為能力者であることが審査上で明らかになった場合や疑義が生じた場合には、提出者の意見表明の機会を十分に担保する必要がある。

② 提出者が未成年者である陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
制限行為能力者から提出される陳情について、公開にかかる流れを決めておく必要がある。	案① 陳情審査において明らかに児童が提出したと思料される場合に、保護者に連絡する。  案② 陳情審査において明らかに児童が提出したと思料される場合に、必要に応じて保護者に連絡する。	【公明党】案①、案②どちらでもよい。 【共産党】提出者が誰かを問題にすべきではない。 【民主クラブ】受付の際に陳情者の年齢を確認し、未成年である場合には保護者に連絡する。（「児童と思料される」とはどういうことか？）



会派	意見
自民党	提出者が誰かを問うといった目的ではない。陳情審査においては陳情提出者の意思が十分にかつ正確に反映されるべきであり、子どもであっても例外はないと考える。それとともに、未成年に対しては保護者は監護責任があるほか、「児童の権利に関する宣言」第7条ならびに「児童の権利に関する条約」前文および第18条における内容をふまえ、家庭環境への配慮や保護者の責務を十分に担保する必要がある。 *この場合の思料とは児童であると考えられる、あるいは推量される場合という意味になる。（陳情書には年齢記載はない。）



(3) 「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」の運営上の確認

課題とした理由	提案会派の考え	意見
<p>付託除外基準の申し合わせの2の(2)にある「付託の有無を決定(全会一致を原則)」が、議長判断の尊重と矛盾しており、解消を図る必要がある。</p>	<p>付託除外基準の申し合わせの2の(2)の文言を修正            案① 議会運営委員会理事会に報告の上、同委員会の審査を経て、付託の有無を表決をもって決定する。            案② 議会運営委員会理事会に報告の上、同委員会の審査を経て、付託の有無を決定(全会一致を原則)とする。ただし、全会一致に至らなかった場合は、表決は行わず理事会の協議に委ねるものとする。協議を経ても、一致しない場合は、その旨を委員会に報告のうえ、委員会において表決を行う。</p>	<p>【公明党】案①、案②どちらでもよい。            【共産党】修正の必要はない。            【民主クラブ】案②が妥当と考える。</p>



会派	意見
<p>自民党</p>	<p>これまで付託除外基準の考え方に議長判断の尊重がいかなる意味であるのか、あるいはどのような場合に適用されるのか等の制度上の明記がなかった。ホームページへの公開では情報の拡散が現状以上に生じることから、議会として議長判断の尊重がいかなる場合に生じるのか共通見解を示す必要があること、取り決めやルールに則り議長判断となることを区民および区民以外の閲覧者に対して明示する必要があると考える。</p>